広告運用代行契約約款

広告運用代行契約約款（以下「本約款」といいます。）には、SheepMedical Technologies 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する広告運用代行サービス（以下「本件サービス」といいます。）の提供条件その他当社と歯科医療を提供する事業体（以下「医療法人等」といいます。）との間における権利義務関係が定められています。
医療法人等が当社に対して本件サービスを委託するためには、本約款の全文をお読みいただいたうえで、本約款に同意いただく必要があります。

第１条（適用）

1. 本約款は、本件サービスの提供条件その他当社と医療法人等との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と医療法人等との間における本件サービスの提供に関わる一切の関係に適用されます。
2. 当社が医療法人等に対し、別途提供する規約その他注意事項等が存在する場合には、当該注意事項等は本約款の一部を構成します。
3. 当社は、医療法人等が当社に対して本件サービスの提供を委託することにより本約款に同意したものとみなし、医療法人等は異議を申し立てることはできません。

第２条（本約款の変更）

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本約款を変更することができます。
   (1) 本約款の変更が、医療法人等の一般の利益に適合するとき。
   (2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の相当期間前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日をウェブサイトに掲示し、または医療法人等に電子メールで通知します。
3. 変更後の本約款の効力発生日以降に医療法人等が本件サービスを利用したときは、医療法人等は、本約款の変更に同意したものとみなします。

第３条（本約款に基づく契約の成立）

医療法人等が、本約款に同意の上、当社所定の申込書により本約款に基づく契約の締結を申し込み、当社が当社所定の審査を行い、申込みを承諾した場合、本約款に基づく契約は当該申込書に記載された申込日をもって成立します。

第４条（委託業務）

医療法人等は、当社に対して、以下に定める本件サービスの提供を委託し、当社はこれを受託します。

(1) ランディングページその他各種オンライン及びオフライン媒体における、医療法人等による矯正歯科治療（以下「本件治療」といいます。）の広告運用代行業務
(2) 当社が運営する本件治療の施術希望者向け来院予約調整システム（以下「本件予約調整システム」といいます。）の提供
(3) その他前各号に関連する業務

第５条（委託料）

1. 本件治療の施術希望者が本件予約調整システムにより来院予約を行った上で医療法人等に来院した場合、又は、本件治療の施術希望者が本件予約調整システム（医療機関等の公式 HP を除く）に掲載された医療機関の情報を閲覧し、本件予約調整システム以外の予約方法により医療機関等に来院予約を行った上で医療法人等に来院した場合、医療法人等は、当社に対し、本件サービスの委託料として、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に掲げる金額又は当社が別途定める金額（消費税抜き）を支払う義務を負います。
   (1) 当該施術希望者が来院予約時点でキレイライン矯正の施術を希望している場合　当該施術希望者 1 名につき 35,000 円
   (2) 当該施術希望者が来院予約時点でインビザライン矯正の施術を希望している場合　当該施術希望者 1 名につき 100,000 円
   (3) 第 1 号及び第 2 号以外の場合　当該施術希望者 1 名につき 40,000 円
2. 本件希望の施術希望者のうち次の各号に掲げる者（以下「既存患者等」といいます。）については、第 1 項第 1 号にかかわらず、本件サービスの委託料は発生しないものとします。
   (1) 第 1 項に定める来院の日より前に医療法人等が運営するクリニックに来院した患者
   (2) 医療法人等に歯科医師、歯科衛生士、歯科助手又は歯科技工士として勤務する者
   (3) 当社が医療法人等から書面による申出を受けた上で来院前に承諾した患者
3. 本件予約調整システムにより来院予約を行った本件治療の施術希望者がキャンセルすることなく来院しなかった場合、医療法人等は、速やかに、本件予約調整システムにおいて来院予約のキャンセル処理を行う義務を負います。この場合、医療法人等は、当該施術希望者につき委託料の支払義務を負いません。
4. 当社は、毎月、医療法人等に対し、当月中に初回来院日が属する施術希望者に係る委託料を算定し、当該委託料の請求書を当月末締めで発行及び交付します。
5. 当社が前項の請求書を発行及び交付した場合、医療法人等は、請求書受領日が属する月の末日までに、当社に対し、当該請求書記載の委託料を当社の指定する銀行口座に支払義務を負います（振込手数料は医療法人等負担）。
6. 本件予約調整システムにより来院予約を行った施術希望者のうちキレイライン矯正の施術希望者に関して、医療法人等から当社関係会社である SheepMedical 株式会社及びその提携技工所に対するキレイライン矯正治療に必要な歯科技工発注数又は発注率等の実

績値が低い場合、当社はその任意の裁量により第 1 項に定める委託料の金額を変更することができるものとし、医療法人等は実績値が低いことにつき合理的な理由を説明できない場合には金額の変更に応じるものとします。

第６条（費用）

当社は、本件サービスを行うために必要な費用を負担します。

第７条（再委託の取扱い）

当社は、その裁量により、本件サービスを必要な範囲で再委託することができます。

第８条（誓約事項）

1. 医療法人等は、当社の事前の許可なしに、当社以外の者に対し、本件サービスを委託することはできません。また、医療法人等は、当社の事前の許可なしに、本件予約調整システムを介さずに、本件治療に係る患者（既存患者等を除く）予約を受け付けることはできません。
2. 医療法人等は、本件予約調整システムにより来院予約を行った施術希望者のうちキレイライン矯正の施術希望者に対し、キレイライン矯正以外の矯正装置を用いた治療を行うことはできません。但し、本件治療の施術希望者からの強い申入れがある場合、又は、キレイライン矯正での治療が難しい場合にはこの限りではありません。
3. 医療法人等は、本件予約調整システムを導入する医療法人等の患者について、当社が満足度調査を行うことを受け入れ、当該調査に協力する義務を負います。当該満足度調査によって既存患者等に該当しないおそれのある患者の存在が判明した場合、医療法人等は当社に対して当該患者が既存患者等であることを裏付ける合理的な資料を提出しなければならず、当該資料を提出できないときは速やかに当社に対して本件サービスの委託料に加えて、違約金として税込委託料相当額を支払うものとします。
4. 医療法人等及び当社は、本項をもって、本件予約調整システムが本件治療の施術希望者の紹介のみを目的とするものであって、いかなる場合であっても、保険診療を希望する患者の紹介を目的としないことを確認します。
5. 医療法人等及び当社は、本契約書の内容について法令等に抵触するおそれがあることが判明した場合、法令等に抵触する内容の改訂について誠実に協議します。
6. 当社の求めがあった場合、医療法人等は、本件治療に関して当社が別途指定する研修を受講するものとします。
7. 本件サービスの提供対象となる本件治療としてキレイライン矯正が含まれる医療法人等は、毎月、キレイライン矯正の来院予約受付枠をひと月あたり 16 時間以上設けるものとします。但し、医療法人等が運営するクリニックにおいてキレイライン矯正の来院予約の受付を開始した日が属する月の月初から起算して 3 か月が経過する日までの期間はこの限りではありません。

8. 本件サービスの提供対象となる本件治療としてキレイライン矯正が含まれる医療法人等は、キレイライン矯正に係る初回の治療契約を締結した患者に対してのみ、初回セット（当社が医療法人等に対して提供する患者向けの特典商品を指す）を提供できるものとし、当該患者以外の者に対して有償又は無償にかかわらず提供することはできません。
9. 医療法人等は、本件治療の施術希望者が本件予約調整システムを用いて来院予約をしてから来院するまでの間、事前問診を目的として、当該施術希望者に対して電話、メール等の手段により連絡を取ることはできません。

第９条（秘密保持）

1. 医療法人等及び当社は、本約款の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本約款の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとします。但し、情報を受領した者は、自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができます。また、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた情報についても、当該情報を開示した者に対し事前の通知の上、必要最小限の範囲で開示することができます。
2. 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しません。
   (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
   (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
   (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
   (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
   (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

第 10 条（権利の帰属）

1. 本件サービスの遂行過程で生じる発明、考案、意匠、創作その他成果物について、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）その他の知的財産権及び当該知的財産権を受ける権利は、当社に帰属します。
2. 医療法人等は本件サービスの遂行過程で生じた著作物に関する著作者人格権を行使しないものとします。

第 11 条（個人情報の取扱い）

1. 「個人情報」とは、当社が本件サービスを履行するために、医療法人等が当社に預託した一切の情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別す

ることができる情報、又は、個人識別符号が含まれる情報、並びに、これに付随して取り扱われるその他の情報をいい、第 9 条に定める秘密情報であるものに限られません。

2. 医療法人等及び当社は、本件サービスの遂行に関して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報の保護に関する法律及び本約款の定めを遵守して、本件サービスの目的の範囲において個人情報を取り扱うものとし、本件サービスの目的以外にこれを取り扱ってはならないものとします。

第 12 条（報告）

医療法人等は、当社に対して、当社の本件サービスの遂行状況について、随時、必要に応じて、報告を求めることができます。

第 13 条（契約期間）

1. 本約款に基づく契約は、本約款締結日から 1 年間有効とします。本約款の有効期間満了の 1 か月前までに医療法人等及び当社のいずれからも異議が出されない場合には、本約款は同じ条件で更に 1 年間更新され、以後も同様です。
2. 本約款が終了した場合でも、第 9 条から第 11 条、第 15 条第 2 項、第 16 条第 3 項・第 4 項、第 17 条から第 21 条は有効に存続します。

第 14 条（中途解約）

医療法人等及び当社は、本約款の有効期間中であっても、3 か月前までに通知することによって、本約款を中途解約することができます。この場合、医療法人等は、中途解約までの有効期間中に発生した委託料の支払義務を負います。

第 15 条（契約の解除）

1. 医療法人等又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本約款の全部又は一部を解除することができます。
   (1) 本約款の 1 つに違反したとき
   (2) 医療法人等が当社から本件サービスに関する連絡を受けたにもかかわらず、14 日間以上応答がない場合
   (3) 当社が第 5 条第 6 項に基づき委託料の金額を変更したにもかかわらず、医療法人等がこれに応じない場合
   (4) 仮差押、差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
   (5) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
   (6) 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が 1 回でも不渡りになったとき、又は支払停止状態に至ったとき
   (7) その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じたとき

(8) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき

2. 前項の場合、解除された者は、解除によって解除した者が被った損害（弁護士費用を含む）の一切を賠償しなければなりません。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. 医療法人等及び当社は、相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
   (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
   (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
   (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本約款を締結するものでないこと。
   (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
   (ア)相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
   (イ)偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 医療法人等又は当社が本約款の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本約款を解除することができます。
   (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合
   (2) 前項(3)の確約に反し本約款を締結したことが判明した場合
   (3) 前項(4)の確約に反する行為をした場合
   (4) 上記各号に該当するおそれがあると判断される場合
3. 医療法人等又は当社が前項の規定により本約款を解除した場合には、相手方は、医療法人等又は当社に対して、医療法人等又は当社の被った損害（弁護士費用を含む）を賠償します。
4. 第 2 項の規定により本約款が解除された場合には、本約款を解除された者は、解除により生じる損害について、相手方に対し一切の請求を行いません。

第 17 条（損害賠償）

1. 医療法人等及び当社は、本約款に違反し相手方に損害（弁護士費用を含む）を与えた場合、相手方に対し、その損害を賠償する義務を負います。但し、当社の損害賠償義務の金額は、当社が医療法人等から受領した本件サービスの委託料の総額を上限とします。
2. 前項にかかわらず、本件予約調整システムの不具合により医療法人等に生じた損害につき、当社は責任を負わないものとします。

第 18 条（不可抗力）

1. いずれの当事者も、地震、台風、津波その他の天変地変、戦争、暴動、内乱、法規の改正、政府行為その他の不可抗力により当事者が本約款の全部又は一部を履行できない場合であってもその責任を負いません。

2. COVID-19 その他の感染症の発生・拡大及び関係法令、公権力の要請・指示もしくはこれらに基づく COVID-19 への対策措置の遵守・実施、不可抗力、又は、当事者の支配を超えた事由により、本約款で定める債務の履行が不能となり又は履行遅滞となった場合も、前項と同様とします。

第 19 条（協議事項）

本約款に関して疑義が生じた場合には、医療法人等及び当社は双方誠意を持って対応を協議します。

第 20 条（準拠法）

本約款は日本法に準拠し、これに従って解釈されます。

第 21 条（管轄の合意）

医療法人等及び当社は、本約款に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

2022 年 10 月 20 日施行
2023 年 6 月 23 日改訂
2024 年 1 月 4 日改訂
2024 年 6 月 25 日改訂